

# 7月1日(日)は鴻巣市長選挙の投票日です

鴻巣市選挙管理委員会では、任期満了に伴う鴻巣市長選挙の投票日等を次のとおり決定しました。

告示日／6月24日(日)

投票日／7月1日(日) 7時～20時

開票日／7月1日(日) 21時～

開票場所／総合体育館

## ■立候補予定者説明会

とき／6月5日(火) 9時～

ところ／市役所本庁舎4階大会議室

注意／立候補を予定している方は、あらかじめ選挙管理委員会へ連絡のうえ、必ず出席してください



## 郵便等による不在者投票制度

身体の障がいや疾病のため、投票所へ行って投票することができない方が、自宅などで記載し、郵便又は信書便を利用して投票を行う制度です。

この制度によって投票を希望する場合は、あらかじめ申請手続きが必要です。

### 【郵便等による不在者投票ができる方】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証の交付を受けている方で、手帳等の記載が次に該当する方。ただし、自分の氏名や候補者名を自署できること。

手帳など	障がいの種類など	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級又は2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級又は3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	



### 【郵便等投票証明書の交付申請】

市選挙管理委員会に備えの申請書に必要事項を記入し、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を添えて、同所へ申請します。交付された郵便等投票書の有効期限は、身体障害者又は戦傷病者の方は交付日から7年間、要介護者の方は交付日から要介護認定の有効期間の末日までとなります。詳細はお問い合わせください。

### 【郵便投票の代理記載制度】

郵便等による不在者投票ができる方で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の要件に該当する方は、自署を要せず代理記載制度で投票を行うことができます。代理記載による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、代理記載人となるべき方の届出等が必要です。詳細はお問い合わせください。

#### ○代理記載制度

手帳	障がいの種類	等級など
身体障害者手帳	上肢又は視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

### 【郵便等投票証明書をお持ちの方】

すでに郵便等投票証明書をお持ちの方は、不在者投票用紙、不在者投票用封筒の交付請求書に郵便等投票証明書を添えて、投票日の4日前までに請求してください。交付請求書はあらかじめ市選挙管理委員会から郵送します。